

令和5年度

大原小学校グランドデザイン

鹿児島県教育振興基本目標

大隅地区教育行政基本目標

錦江町基本目標及び基本方針

【教育目標】

自ら学び、心豊かでたくましく
生きていく子供の育成

【キャッチフレーズ】

まなびや
子供の夢を育む山里の学舎

学 校

【校 訓】

ゆたかな考え 【知】

ひろい心 【徳】

たくましい体 【体】

【合言葉】

にこにこ(笑顔) ぐんぐん(努力・挑戦) ぽかぽか(命) の学校

目指す子供

自ら進んで学び
よく考える子供 【知】

明るく礼儀正しく
思いやりのある子供 【徳】

体をきたえ
最後までがんばる子供 【体】

目指す学校

ぬくもり・協働・活力 ～楽しい学校の創造～

目指す教師

夢を語り、ふれあいを深め、頭と体で汗を流す教師

本校のSDGs重点目標

3 すべての人に健康と福祉を

11 住み続けられるまちづくりを

17 パートナリーシップで目標を達成



特色ある教育活動（関連するSDGsの【目標、ターゲット】）→裏を参照

- 勤労奉仕活動の充実（縦割清掃活動、JRC活動）[4. a][5. 5][8. 5][11. 3][12. 8][16. 7][17. 17]
- 金銭教育（キャリア教育）の充実（生活科・総合的な学習の充実、販売活動〈無人販売所活用〉）[3. 9][4. 7][5. 1][6. 6][8. 9][11. 7][11. a][12. 3][16. 7][17. 17]
- 体験活動の充実（稲作活動、いちご狩り体験、しいたけ栽培〈駒打ち〉）[2. 4][3. 9][4. 4][6. 6][15. b][16. 7]
- 地域と連携した活動（校区合同運動会、青少年育成活動〈子供会〉）[3. 7][11. 3][11. 6][11. 7][16. 7][17. 17]
- 交流活動の充実（高齢者との交流、田代小・中との交流）[3. 9][4. 5][5. c][10. 2][11. 7][16. 7][17. 17]

基礎学力の定着【知】

- 基礎学力の定着（単元テストや県版テスト〈正答率80%以上〉）
- 標準学力検査（全国標準以上）、全国学力・学習状況調査や鹿児島学習定着度調査（基礎・基本80%、思考・判断・表現50%以上）
- 授業改善の推進（「学びの羅針盤」活用、「大隅学力向上リーフレット」活用、「大原小共通実践事項」定着、校内研修の充実〈模擬授業の実施〉）
- 「個別最適な学び」と「協働的な学び」の一体的な充実（個別データの有効活用、指導体制の工夫、ICT機器の最大限活用）
- 家庭学習習慣の定着（学習時間の確保、家庭学習強調週間設定）

豊かな心の醸成【徳】

- 一事徹底事項の定着（廊下歩行の在り方、正しい言葉遣い）
- 人権同和教育の充実（校内人権週間）
- 道徳教育の充実（特別の教科道徳の研究）
- 教育相談の充実（教育相談週間〈学期1回〉）
- 特別活動の充実（JRC活動の充実）
- 情操教育の推進（音楽・造形活動、緑化活動、読書週間設定）
- 自己肯定感の育成（一人一役・一人一称賛）

健康・体力・気力向上【体】

- 教科体育の充実（めあてカード活用、合同体育の実施）
- 一校一運動【持久走・一輪車・縄跳び】（チャレンジかごしま挑戦、運動会での全員発表）
- 個々の体力アップ（朝のチャレンジスポーツ、新体力テスト2回実施〈前回よりアップ〉）
- 健康の保持・増進（「いきいきファイル」の活用、「食育の日」〈毎月19日〉、性に関する指導〈T.T〉、「元氣もりもり生活習慣」〈学期1回〉）
- 安全指導の徹底（実践的防災訓練の実施、安全点検週間の設定）
- 防災教育（ショート訓練と抜き打ち訓練の実施、職員研修において趣旨の徹底）

学校運営協議会

地域学校協働活動

家 庭

- 基本的生活習慣の定着の場
- 主体的な学習習慣定着の場
- 安らぎの場

学校評価の結果を
生かした指導・改善

連携・協働

地 域

- 多様な体験活動の場
- 多様な交流の場
- 安心・安全の場

関連するSDGsの【目標・ターゲット】

- 1 貧困をなくそう（あらゆる場所で、あらゆる形態の貧困に終止符を打つ）
- 2 飢餓をゼロ（飢餓に終止符を打ち、食料の安定確保と栄養状態の改善を達成するとともに、持続可能な農業を推進する）
 - [2. 4] 2030年までに、生産性を向上させ、生産量を増やし、生態系を維持し、気候変動や極端な気象現象、干ばつ、洪水及びその他の災害に対する適応能力を向上させ、漸進的に土地と土壌の質を改善させるような、持続可能な食料生産システムを確保し、強靱（レジリエント）な農業を実践。
- 3 すべての人に健康と福祉を（あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を推進する）
 - [3. 7] 2030年までに、家族計画、情報・教育及び性と生殖に関する健康の国家戦略・計画への組み入れを含む、性と生殖に関する保健サービスを全ての人が利用できるようにする。
 - [3. 9] 2030年までに、有害化学物質並びに大気、水質及び土壌の汚染による死亡及び疾病の件数を大幅に減少させる。
- 4 質の高い教育をみんなに（すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する）
 - [4. 4] 2030年までに、技術的・職業的スキルなど、雇用、働きがいのある人間らしい仕事及び起業に必要な技能を備えた若者と成人の割合を大幅に増加させる。
 - [4. 5] 2030年までに、教育におけるジェンダー格差をなくし、障害者、先住民及び脆弱な立場にある子供など、脆弱層があらゆるレベルの教育や職業訓練に平等にアクセスできるようにする。
 - [4. 7] 2030年までに、持続可能な開発のための教育及び持続可能なライフスタイル、人権、男女の平等、平和及び非暴力的文化の推進、グローバル・シチズンシップ、文化多様性と文化の持続可能な開発への貢献の理解の教育を通して、全ての学習者が、持続可能な開発を促進するために必要な知識及び技能を習得できるようにする。
 - [4. a] 子供、障害及びジェンダーに配慮した教育施設を構築・改良し、全ての人々に安全で非暴力的、包摂的、効果的な学習環境を提供できるようにする。
- 5 ジェンダー平等を実現しよう（ジェンダーの平等を達成し、すべての女性と女児のエンパワーメントを図る）
 - [5. 1] あらゆる場所における全ての女性及び女児に対するあらゆる形態の差別を撤廃する。
 - [5. 5] 政治、経済、公共分野でのあらゆるレベルの意思決定において、完全かつ効果的な女性の参画及び平等なリーダーシップの機会を確保する。
 - [5. c] ジェンダー平等の促進、並びに全ての女性及び女子のあらゆるレベルでの能力強化のための適正な政策及び拘束力のある法規を導入・強化する。
- 6 安全な水とトイレを世界中に（すべての人に水と衛生へのアクセスと持続可能な管理を確保する）
 - [6. 6] 2020年までに、山地、森林、湿地、河川、帯水層、湖沼を含む水に関連する生態系の保護・回復を行う。
- 7 エネルギーをみんなに そしてクリーンに（すべての人々に手ごろで信頼でき、持続可能かつ近代的なエネルギーへのアクセスを確保する）
- 8 働きがいも経済成長も（すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する）
 - [8. 5] 2030年までに、若者や障害者を含む全ての男性及び女性の、完全かつ生産的な雇用及び働きがいのある人間らしい仕事、並びに同一労働同一賃金を達成する。
 - [8. 9] 2030年までに、雇用創出、地方の文化振興・産品販促につながる持続可能な観光業を促進するための政策を立案し実施する。
- 9 産業と技術革新の基盤をつくろう（強靱なインフラを整備し、包摂的で持続可能な産業化を推進するとともに、技術革新の拡大を図る）
- 10 人や国の不平等をなくそう（国内および国家間の格差を是正する）
 - [10. 2] 2030年までに、年齢、性別、障害、人種、民族、出自、宗教、あるいは経済的地位その他の状況に関わりなく、全ての人の能力強化及び社会的、経済的及び政治的な包含を促進する。
- 11 住み続けられるまちづくりを（都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする）
 - [11. 3] 2030年までに、包摂的かつ持続可能な都市化を促進し、全ての国々の参加型、包摂的かつ持続可能な人間居住計画・管理の能力を強化する。
 - [11. 6] 2030年までに、大気の水質及び一般並びにその他の廃棄物の管理に特別な注意を払うことによるものを含め、都市の一人当たりの環境上の悪影響を軽減する。
 - [11. 7] 2030年までに、女性、子供、高齢者及び障害者を含め、人々に安全で包摂的かつ利用が容易な緑地や公共スペースへの普遍的アクセスを提供する。
 - [11. a] 各国・地域規模の開発計画の強化を通じて、経済、社会、環境面における都市部、都市周辺部及び農村部間の良好なつながりを支援する。
- 12 つくる責任 つかう責任（持続可能な消費と生産のパターンを確保する）
 - [12. 3] 2030年までに、小売・消費レベルにおける世界全体の一人当たりの食料の廃棄を半減させ、収穫後損失などの生産・サプライチェーンにおける食品ロスを減少させる。
 - [12. 8] 2030年までに、人々があらゆる場所において、持続可能な開発及び自然と調和したライフスタイルに関する情報と意識を持つようになる。
- 13 気候変動に具体的な対策を（気候変動とその影響に立ち向かうため、緊急対策を取る）
- 14 海の豊かさを守ろう（海洋と海洋資源を持続可能な開発に向けて保全し、持続可能な形で利用する）
- 15 陸の豊かさを守ろう（陸上生態系の保護、回復および持続可能な利用の推進、森林の持続可能な管理、砂漠化への対処、土地劣化の阻止および逆転、ならびに生物多様性損失の阻止を図る）
 - [15. b] 保全や再植林を含む持続可能な森林経営を推進するため、あらゆるレベルのあらゆる供給源から、持続可能な森林経営のための資金の調達と開発途上国への十分なインセンティブ付与のための相当量の資源を動員する。
- 16 平和と公正をすべての人に（持続可能な開発に向けて平和で包摂的な社会を推進し、すべての人に司法へのアクセスを提供するとともに、あらゆるレベルにおいて効果的で責任ある包摂的な制度を構築する）
 - [16. 7] あらゆるレベルにおいて、対応的、包摂的、参加型及び代表的な意思決定を確保する。
- 17 パートナリーシップで目標を達成しよう（持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する）
 - [17. 17] さまざまなパートナーシップの経験や資源戦略を基にした、効果的な公的、官民、市民社会のパートナーシップを奨励・推進する。